

午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は11人中8人です。定足数に達しております。第23回新城市農業委員会を開会します。

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)

議長

異議ないものと認め指名いたします。
9番委員、12番委員 お願いします。
次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長

それでは、第110号議案の農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

今回は通常とは異なり、5条の審議を先行させていただきます。
本議案に営農型ソーラーの案件が含まれているため、まず転用事業計画と一般基準についてご説明した上で、3条の地上権設定に関する審議に入らせていただく方が分かりやすいと、事務局にて判断いたしました。
何卒ご了承いただけますようお願い申し上げます。

それでは、第110号議案について説明させていただきます。
議案書2ページをご覧ください。所有権移転8件、賃借権設定3件の計11件です。
議案書3ページをお開きください。お手元の農地区分表と許可基準表に沿って概要を説明致します。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。

申請番号1番。
売買により、資材置場へ転用するものです。農地法上の手続きを行わずに雑種地としての利用をしていたころから、始末書が添付されています。
農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地に近接しており、一団農地の規模が概ね10ha未満の区域にある農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。
次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、雑種地としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。新たな造成計画はなく、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号2番。
賃貸により、資材置場へ転用するものです。
農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。
次に転用許可の一般基準についてですが、添付の残高証明書を確認した結果、資金力はあると判断されます。個人事業主であることから、確定申告書も添付されています。他法令についても調整中であり、隣接地へ雨水が流入しないよう小堤を設ける計画で被害防除計画は適切であります。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、周囲を小堤で囲い、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。
以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号3番。
売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。
農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、添付の融資証明書証を確認した結果、資金力はあると判断されます。排水方法については、敷地内への浸透を予定しております。浸透枘を設置し、あぜ板で設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策をしているため、この計画は、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出されています。こちらは FIT と呼ばれる国の固定価格買取制度を用いた電力売電であり、経済産業省から設備認定を受けております。以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号 4 番から 8 番について同一の譲受人による同一事業の転用申請であるため、一括で説明を致します。

売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。

農地区分は、すべての農地が中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第 2 種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、添付の融資証明書証を確認した結果、資金力はあると判断されます。排水方法については、敷地内への浸透を予定しております。浸透枘を設置し、また傾斜がある農地についてはあぜ板を設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策をしているため、この計画は、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出されています。こちらは FIT と呼ばれる国の固定価格買取制度を用いた電力売電であり、経済産業省から設備認定を受けております。以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号 9 番。

売買により、住宅敷地へ転用するものです。農地法上の手続きを行わずに雑種地としての利用をしていたころから、始末書が添付されています。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第 2 種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、住宅敷地、通行路、駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。新たな造成計画はなく、周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号 10 番。

申請者は令和 4 年 9 月に一時転用の許可を得て、申請地にて営農型発電設備を設置し発電収入を得ています。下部農地では地権者が榊を育成中です。

今般の許可期限を迎えるにあたり、引き続き発電事業を行いたく、申請するものです。また下部農地についても榊の栽培を継続するものです。現在の農地状況については別図をご覧ください。

農地区分ですが、区分表の上段、農用地区域内農地に該当します。「一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」ものに該当しますので農用地の許可基準を満たします。

転用許可の一般基準についてですが、令和 4 年に営農型発電設備設置済で復元費用等の費用は全額自己資金でまかなう計画です。

当初計画と変わらずに栽培を行う予定ですが、現在は 200 株を植栽し、順調な生育状況です。知見を有する者から地域平均単収と比較して 8 割以上の収量が確保される見込みという意見が付されております。営農型発電設備のガイドラインに沿った申請内容となります。

従前と変わらぬ利用の予定となるため、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号 11 番。

申請者は令和 4 年 9 月に一時転用の許可を得て、申請地にて営農型発電設備を設置し発電収入を得ています。下部農地では地権者が榊を育成中です。

今般の許可期限を迎えるにあたり、引き続き発電事業を行いたく、申請するものです。また下部農地についても榊の栽培を継続するものです。現在の農地状況については別図をご覧ください。

	農地区分ですが、区分表の上段、農用地区域内農地に該当します。「一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」ものに該当しますので農用地の許可基準を満たします。 転用許可の一般基準についてですが、令和4年に営農型発電設備設置済で復元費用等の費用は全額自己資金でまかなう計画です。 当初計画と変わらずに栽培を行う予定ですが、現在は180株を植栽し、順調な生育状況です。知見を有する者から地域平均単収と比較して8割以上の収量が確保される見込みという意見が付されております。営農型発電設備のガイドラインに沿った申請内容となります。 従前と変わらぬ利用の予定となるため、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。 以上、第110号議案11件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。 ただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。
農業委員	事務局から営農型発電事業者に、まもなく期限がきれるといった通知はしているのか。
事務局	義務ではないのでそのような対応をしておりますませんが、行政書士に口頭にて更新期限をむかえる旨は窓口で伝えることはあります。
農業委員	わかりました。
議長	その他の質問はないようです。 それでは、採決を取りたいと思います。第110号議案について、許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
事務局	つづいて、第111号議案農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。 それでは、第111号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転7件、使用貸借件設定1件、地上権設定2件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、9ページをご覧ください。 申請番号1番と2番については関連する内容のため一括で説明させていただきます。 地上権者が申請地の上部にて営農型太陽光発電設備を設置するために地上権設定をするものです。本申請と併せて、農地法5条で支柱部分の一時転用の申請が提出されています。 地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、農地の所有者である耕作者はパネルの下部で稲の作付けをしています。 営農条件につきましては、パネル下部の日陰部分についても問題はなく、現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、地上権の設定については問題ないと考えます。 申請番号3番 新規就農のため、無償譲渡により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は共に0年ですがインターネット等で勉強し耕作を行う予定です。年間従事予定日数は共に100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は923㎡です。権利取得後は、トマト・なす・じゃがいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をき

たしません。

申請番号4番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は10年、年間従事予定日数は120日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,302.00㎡です。権利取得後は、梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号5番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は0年ですが、近所の方に教えていただきながら作付けを行う予定です。

年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有及び導入予定をしています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は312.00㎡です。権利取得後は、蔬菜・根菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号6番

譲受人の自己所有地と一体で管理するため、無償譲渡により所有権移転をするものです。

農業従事者は、本人・子があり、農作業歴は60年・20年であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は12,621.19㎡です。権利取得後は、季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号7番

譲受人の親の農地を引き継ぐため、20年間の使用貸借権を設定するものです。

農業従事者は、本人・父・母があり、農作業歴は10年・60年・55年、年間従事予定日数は95日・180日・150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で2～3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は5,936㎡です。権利取得後は、水稻・自家用野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号8番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻があり、農地の取得は初めてですが、以前から家庭菜園程度の野菜づくりをしていたため、農作業歴は共に20年、年間従事予定日数は150日・60日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の居住予定地から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は69.00㎡です。権利取得後は、季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号9番

譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人2名があり、農作業歴は共に16年で、年間従事予定日数は150日と120日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で4分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,743㎡です。権利取得後は、梅と栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号10番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおります。新規就農ですが、来日する前に実家で農家をしており、来日後は婚約者の兄が■■市で農業をしているのを手伝っているため、農作業歴は7年あります。年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有及び、親族より借用予定です。申請地は耕作者の居住予定地から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は542㎡です。権利取得後は、蔬菜と根菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

	ん。 以上、申請番号 1 番から 10 番について、許可基準の各号の制限には該当しないことから、許可することを原案といたします。 第 111 号議案の説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	番号 8 番と 10 番について、空き家とセットで農地を取得するというのでしょうか。
事務局	そのとおりです。
議長	では、採決を取りたいと思います。
議長	第 111 号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	それでは、第 112 号議案の農地法第 4 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	第 112 号議案について説明させていただきます。転用 1 件です。議案書 13 ページをご覧ください。 番号 1 番。申請者、申請地記載のとおり。 申請地を山林として転用するものです。農地法上の手続きを行わずに植林していたころから、始末書が添付されています。 農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第 2 種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。 当該農地は周囲が山林に囲まれた条件不利地であり、申請者自身も高齢であること、伐採して農地として管理を行うことは現実的でないこと、つまり「周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもの」に該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、山林の転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われます。 以上、第 112 号議案 1 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。では、採決を取りたいと思います。
議長	第 112 号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)

議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 113 号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定に基づく農用地利用集積等促進計画に対する要請及び意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第 113 号議案について説明させていただきます。 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案です。 計画案を作成することへの要請の承認及びその計画案に対し意見を求めます。 使用貸借権設定 3 件、賃借権設定 3 件です。そのうち、新規案件 2 件、更新案件が 4 件です。新規案件のみ読ませていただきます。 (議案書のとおり説明。) 申請番号 3 番から 6 番は更新案件です。 申請番号 3、5、6 番については、地域計画区域外の農地となっており、地域計画の担当より計画案に載せてよい旨を確認しています。 以上、番号 1 番から 6 番につきましては、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合しており賃貸借権の設定等を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第 113 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号 2 番について、12 番委員が「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり要請及び意見の決定について適当であることに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、該当番号については、原案のとおり決定いたします。
議長	続いて、番号 2 番になります。ここで 12 番委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)
議長	番号 2 番について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議長	該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、該当番号については、原案のとおり決定いたします。
議長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室、着席)
議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案書のとおり説明)

議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議長	これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。
議長	以上をもちまして、第 23 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。
	午後 2 時 5 0 分議長は本会の閉会を宣した。